

フランス行政訴訟法典・仮訳

訴訟手続に関する部分を訳出し、組織・人事・海外領土の特則等については、略したものがある。

法律の部 導入部

- 第 1 部 コンセイユ・デタ
- 第 2 部 地方行政裁判所及び高等行政裁判所
- 第 3 部 管轄
- 第 4 部 第 1 審の審理の開始
- 第 5 部 急速審理
- 第 6 部 事前手続

規則の部 第 4 部 第 1 審の審理の開始

- 第 5 部 急速審理
- 第 6 部 事前手続

未訳の部分 法律の部 = 第 7 部・判決 第 8 部・控訴の方法 第 9 部 判決の執行  
規則の部 = 第 1 部・第 2 部・第 3 部・第 7 部・第 8 部・第 9 部

## 行政裁判法典（法律の部）

### 導入部

L 1 本法典は、 CONSEILY・DETA、高等行政裁判所及び地方行政裁判所について適用される。

L 2 判決は、フランス国民の名において下される。

L 3 判決は、それと異なる法律の規定がある場合を除き、合議体により下される。

L 4 特別の法律の規定がある場合を除き、それと異なる裁判所による決定がない限り、訴えは執行停止の効力を有さない。

L 5 事件の審理は、対審としてなされる。対審の要求は、緊急手続においても適用される。

L 6 弁論は公開の場で行われる。

L 7 政府委員の任を負う裁判所の構成員は、訴えの裁断につき必要な論点及びその解決に関する見解を、公に、かつ、完全に独立して、提示する。

L 8 判決のための合議は、秘密になされる。

L 9 判決には理由が付される。

L 10 判決は公開される。判決には、それを下した裁判官の名前が付記される。

L 11 判決は執行的である。

## 第1部 CONSEILY・DETA

### 第1編 権限

#### 第1章 裁判上の権限

L 111 - 1 CONSEILY・DETAは、最上位の行政裁判所である。CONSEILY・DETAは、他の行政裁判所によって最終審としてなされた決定に対する破棄の申立てについて終審として管轄を有するほか、第1審又は控訴審としての管轄を有する。

## 第2章 行政上及び立法上の権限（略）

### 第3章 法律問題に関する意見

L 1 1 3 - 1 重大な困難さを示し、かつ、多数の紛争に関わる、新しい法律問題が提起された場合に、訴えにつき裁断を下す前に、地方行政裁判所及び高等行政裁判所は、いかなる抗告にも服さない決定により、事件に関する文書を、コンセイユ・デタに移送することができる。コンセイユ・デタは、3箇月以内に、提起された問題につき審査する。地方行政裁判所及び高等行政裁判所は、コンセイユ・デタの意見が出されるか、又は、期限が徒過するまで、本案に関するあらゆる決定を停止する。

## 第2編 組織及び活動

### 第1章 一般規定

L 1 2 1 - 1 コンセイユ・デタの職務は、副長官によって主宰される。  
コンセイユ・デタの総会は、首相、首相が不在の場合は法務大臣により、主宰される。

#### 第1節 組織

L 1 2 1 - 2 コンセイユ・デタは、以下から構成される。

- 1 副長官
- 2 部長
- 3 一般職国家評定官
- 4 特別職国家評定官
- 5 調査官
- 6 第1級傍聴官
- 7 第2級傍聴員

コンセイユ・デタの構成員は、その任用の期日及び序列によって、各等級に登録されるものとする。

L 1 2 1 - 3 コンセイユ・デタは、訴訟部と行政部から、構成される。

#### 第2節 特別職国家評定官（略）

## 第2章 裁判上の権限の行使に係るコンセイユ・デタ

### 第1節 組織（条文なし）

#### 第2節 判決の形成

L 1 2 2 - 1 コンセイユ・デタの訴訟を裁断する決定は、訴訟総会、訴訟部又は合同部

によってなされる。右の決定は、同様に、判決の形成を付託された単独部によって、なされ得る。

訴訟部長及び単独部長は、決定により、合議体によることを正当化しない性質の事件について、裁断することができる。

### 第3節 訴訟部の秘書課（条文なし）

## 第3編 身分規定

### 第1章 一般規定

L 1 3 1 - 1 コンセイユ・デタの構成員の身分は、本部の条項、及び、それと異なるものでない限りで国家公務員の身分に係る条項により、規律される。

L 1 3 1 - 2 コンセイユ・デタの全ての構成員は、特定の政治活動を支持するため、コンセイユ・デタとの関係性を利用してはならない。

L 1 3 1 - 3 コンセイユ・デタの全ての構成員は、コンセイユ・デタ又は外部の任務の遂行にあたり、その職務の必要上のものと両立しない政治的性格のあらゆる意見表明を、忌避しなければならない。

### 第2章 諮問委員会

L 1 3 2 - 1 諮問委員会は、コンセイユ・デタを主宰する副長官の下に設置される。諮問委員会は、各部の部長、及び、これと同数の選挙されたコンセイユ・デタの構成員から、構成される。

L 1 3 2 - 2 諮問委員会は、コンセイユ・デタの構成員の身分に関する全ての問題について、諮問されることができる。

諮問委員会は、本編に規定された場合を含む、コンセイユ・デタ構成員の懲戒及び昇進に関する個別の措置について、意見を述べなければならない。

L 1 3 2 - 3 諮問委員会は、コンセイユ・デタの組織及び作用に関する全ての問題について、付託されることができる。

### 第3章 任用（略）

## 第2部 地方行政裁判所及び高等行政裁判所

### 第1編 権限

## 第1章 訴訟上の権限

L 2 1 1 - 1 地方行政裁判所は、第1審として、かつ、コンセイユ・デタに割り当てられた管轄を留保した上で、行政訴訟に関する普通法上の裁判所である。

L 2 1 1 - 2 高等行政裁判所は、コンセイユ・デタが控訴審として割り当てられた管轄、及び、L 5 3 2 - 3条及びL 5 3 2 - 4条に規定された管轄を留保した上で、地方行政裁判所が第1審として行った判決について、管轄を有する。

L 2 1 1 - 3 (略)

L 2 1 1 - 4 地方行政裁判所は、和解の任務を遂行することができる。

## 第2章 行政上の権限

L 2 1 2 - 1 裁判上の権限の他に、地方行政裁判所及び高等行政裁判所は、諮問的作用を行う。

L 2 1 2 - 2 地方行政裁判所は、地方公共団体に関する一般法典に定められた要件の下で、納税者が行う、地方公共団体及びその公施設法人に係る訴訟について、判断を下す。

## 第2編 組織及び活動

### 第1章 地方行政裁判所及び高等行政裁判所の組織

#### 第1節 共通規定

L 2 2 1 - 1 地方行政裁判所及び高等行政裁判所は、1名の裁判長と、地方行政裁判所及び高等行政裁判所の職能団のうちの複数の構成員から、成る。地方行政裁判所及び高等行政裁判所は、同様に、現行法令によって定められた条件の下で、右の職能団以外の構成員を含むこともできる。

#### 第2節 地方行政裁判所の組織

L 2 2 1 - 2 地方行政裁判所は、構成員に欠員又は故障が生じた場合に、別の地方行政裁判所に属する構成員による補充もできないとき、当該土地の弁護士として登録された者について、先任名簿の序列に従って、補填することにより、裁断を行うことができる。

#### 第3節 高等行政裁判所の組織

L 2 2 1 - 3 高等行政裁判所は、部から構成される。

### 第2章 地方行政裁判所及び高等行政裁判所の活動

## 第1節 共通規定

L 2 2 2 - 1 地方行政裁判所及び高等行政裁判所の判決は、紛争の対象又は裁断すべき問題の性質による例外を除いて、合議体により下される。

L 2 2 2 - 2 (略)

## 第2節 地方行政裁判所の活動(条文なし)

## 第3節 高等行政裁判所の活動

L 2 2 2 - 3 各高等行政裁判所は、一般職国家評定官によって、主宰される。

L 2 2 2 - 4 高等行政裁判所長の職務への任用は、コンセイユ・デタ副長官の提案により、各部長の議決を経たデクレによって、決定される。

L 2 2 2 - 5 地方行政裁判所及び高等行政裁判所の職能団の構成員は、任用年の1月1日において、当該職能団において裁判的活動を行うようになってから少なくとも4年を経過している場合に、高等行政裁判所に任用され得る。

第3章 海外領土、マイヨット、及びサン・ピエール・エ・マクロン地方行政裁判所に関する特則 (略)

第4章 ヌヴェル・カレドニに関する特則 (略)

第5章 フランス領ポリネジに関する特則 (略)

第3編 身分規定 (略)

## 第3部 管轄

### 第1編 第1審管轄

#### 第1章 事物管轄

L 3 1 1 - 1 地方行政裁判所は、第1審について、事件の対象又は裁判の良き運営上の利益からコンセイユ・デタの管轄に留保される場合を除いて、行政訴訟の普通法上の裁判管轄を有する。

L 3 1 1 - 2 コンセイユ・デタは、民法典第61条に基づく、姓の変更に係る訴えについて、1審かつ終審の管轄を有する。

L 3 1 1 - 3 コンセイユ・デタは、以下の事柄に係る訴えについて、1 審かつ終審の管轄を有する。

1 ヨーロッパ議会議員の選挙に関する1977年7月7日法律第77-729号第25条に基づくヨーロッパ議会議員選挙。

2 選挙法典L 3 6 1条及びL 3 8 1条に基づく地域圏議会及びコルシカ島議会に係る選挙。

3 ~ 6 (海外領土に関する選挙 略)

L 3 1 1 - 4 コンセイユ・デタは、以下の条項の適用に係る決定を争う全面審判訴訟について、1 審かつ終審の管轄を有する。

1 保険法典L 3 1 0 - 1 8条に基づく、保険業の統制に関する委員会による制裁決定。

2 建設・住宅法典L 3 1 3 - 1 3条に基づく、住居担当大臣による制裁決定。

3 郵便・電気通信法典L 3 6 - 1 1条に基づく、電気通信監督庁による制裁決定。

4 社会保障法典L 9 5 1 - 1 0条及び共済法典L 5 3 1 - 6条に基づく、退職・老齢年金組織の統制に関する委員会による制裁決定。

5 1986年9月30日法律第86-1067条に基づく、同法第42-1条、42-3条及び42-4条に係る視聴覚高等評議会による決定。

6 1996年7月2日法律第96-597号に基づく、証券取引委員会による、公認投資サービス業者に対する、制裁決定。

7 1988年12月23日法律第88-1201号第33-3条に基づく、金融監督委員会による制裁決定。

8 1999年3月23日法律第99-223号第26条に基づく、ドーピング予防・規制委員会による制裁決定。

9 2000年2月10日法律第2000-108号第40条に基づく、電気規制委員会による制裁決定。

L 3 1 1 - 5 コンセイユ・デタは、L 2 1 2 - 2条に基づく地方行政裁判所の決定に対する訴えについて、1 審かつ終審の管轄を有する。

L 3 1 1 - 6 第1 審の裁判管轄を定める本法典の規定の例外として、以下に定められた場合について、仲裁に付すことが可能である。

1 ~ 8 (略)

第2章 地方行政裁判所の土地管轄(条文なし)

## 第2編 控訴管轄

### 第1章 事物管轄

L 3 2 1 - 1 高等行政裁判所は、裁判の良き運営の利益から認められるコンセイユ・データの管轄、及び、L 5 5 2 - 1 条及びL 5 5 2 - 2 条に規定された管轄を除いて、地方行政裁判所の1 審判決に対する控訴審の管轄を有する。

L 3 2 1 - 2 法律により例外が定められている場合を除いて、コンセイユ・データは、他の行政裁判所による1 審の決定に対する抗告に係る管轄を有する。

### 第2章 高等行政裁判所の土地管轄（条文なし）

### 第3編 コンセイユ・データによる破毀裁判

L 3 3 1 - 1 コンセイユ・データは、全ての行政裁判所によって終審として下された判決に対する破毀の訴えについて、唯一の管轄を有する。

## 第4部 第1 審の審理の開始

### 第1編 審理を開始する訴状

#### 第1章 訴えの提起

L 4 1 1 - 1 訴えを提起するためには、以下のように修正された、租税一般法典1 0 8 9 条B 及び1 0 9 0 条A に定められた条件による印紙の貼付を履行することを伴うものとする。

「1 0 8 9 条B。司法裁判及び行政裁判の事務に係る行為は、登録税及び印紙その他本法典に規定された税の徴収なくして行われる。ただし、地方行政裁判所、高等行政裁判所及びコンセイユ・データへの訴状の提出については、1 0 0 F の印紙の貼付を要する。」

ヴィザ発給拒否決定に対する訴状については、印紙の貼付を免除される。

「1 0 9 0 条B。1 0 8 9 条B に基づく印紙の貼付が必要な行為について、訴えを提起する者が、部分的又は全体的に、裁判扶助に関する1 9 9 1 年7 月1 0 日法律第9 1 - 6 4 7 号に規定された裁判扶助を享受する要件を満たしている場合には、それを免除される。」

## 第5部 急速審理

### 第1編 急速審理裁判官

L 5 1 1 - 1 急速審理裁判官は、仮の性格を持つ措置につき決定を行う。急速審理裁判官は、本案につき裁断するものではなく、適切な期間内に決定を下すものとする。

L 5 1 1 - 2 急速審理裁判官は、地方行政裁判所長又は高等行政裁判所長、あるいはその職務を委任された裁判官であり、欠員又は空席の場合を除いて、2年以上の経験を持ち、少なくとも第1等級以上の者であることとする。

コンセイク・データの管轄にある事件について、急速審理裁判官は、訴訟部部长又はその職務を委任された国家評定官であることとする。

## 第2編 急速審理裁判官による緊急手続の遂行

### 第1章 権限

L 5 2 1 - 1 拒否決定を含む行政決定につき取消又は変更の請求がなされた場合に、申立てを受けた急速審理裁判官は、緊急性が認められ、かつ、審理において当該決定の適法性につき重大な疑義を生じさせる攻撃方法があると判断される場合に、当該決定の執行又はその効果の一部の停止を命じることができる。

執行停止が宣言された場合、適切な期間内に、決定の当該決定の取消又は変更の請求につき裁断されるものとする。執行停止は、遅くとも、当該決定の取消又は変更の請求につき裁断される時点より前に、終了するものとする。

L 5 2 1 - 2 前条に言う緊急性が認められる申立てを受けた場合に、急速審理裁判官は、その権限行使において明白に違法でかつ重大な基本的人権の侵害を行った公法上の法人又は公役務管理を付託された私法上の組織体に対して、右の基本的人権を保護するために必要なあらゆる措置を命じることができる。急速審理裁判官は、48時間以内に、右の命令を行うものとする。

L 5 2 1 - 3 緊急の場合に、急速審理裁判官は、予先行政決定を欠いても受理される申立てについて、行政決定の執行を妨げない限りで、有効なあらゆる措置を命じることができる。

L 5 2 1 - 4 急速審理裁判官は、あらゆる関係人からの申立てにより、新たな要素を知った場合にはいつでも、すでに命じた措置を変更し、又は、それを終了させることができる。

### 第2章 手続

L 5 2 2 - 1 急速審理裁判官は、書面又は口頭による対審手続を経た上で、決定を下すものとする。

急速審理裁判官は、L 5 2 1 - 1条及びL 5 2 1 - 2条に定められた措置を命じ、その変更をし、又はそれを終了させようとする場合には、当事者に対し、遅滞なく、公開弁論期日を通知するものとする。

合議体による審理に付託される場合を除いて、弁論は、政府委員の論告を経ることなしに行われる。

L 5 2 2 - 2 緊急の措置を求める申立ては、一般租税法典 1 0 8 9 B 条に規定された様式を満たすことを免除される。

L 5 2 2 - 3 申立てに緊急の性格が認められない場合、又は、申立てについて、行政裁判所の管轄に服さないか、不受理となるか、理由がないことが一見して明白な場合に、仮処分裁判官は、L 5 2 2 - 2 条第 1 文及び第 2 文を適用することなしに、理由を付した決定により、当該申立てを却下することができる。

### 第 3 章 抗告の方法

L 5 2 3 - 1 L 5 2 1 - 1、L 5 2 1 - 3、L 5 2 1 - 4 及び L 5 2 2 - 3 条の適用により下される決定は、終審としてなされるものとする。

L 5 2 1 - 2 条の適用により下される決定については、その通知の日から起算して 1 5 日以内に、コンセイユ・デタに抗告することができる。その場合に、コンセイユ・デタ訴訟部部长又はその職務を委任された評定官は、4 8 時間以内に決定を下すものとし、場合によっては、L 5 2 1 - 4 条に規定された権限を行使するものとする。

### 第 3 編 急速審理裁判官による証拠調べ又は事前手続の遂行（条文なし）

### 第 4 編 急速審理裁判官による仮払いの認容（条文なし）

### 第 5 編 特定の訴えに関する特別規定

#### 第 1 章 契約及び取引の締結に関する急速審理

L 5 5 1 - 1 地方行政裁判所長又はその代理である裁判官は、公共契約及び公役務委託契約の締結において遵守されるべき公告義務及び公正競争義務に違反がある場合について、訴えを受理することができる。

この訴えを提起できるのは、契約締結につき利益を有する者、右の違反により侵害を受けるおそれのある者、及び、契約が地方公共団体又は地方公施設法人によって締結され又は締結されなければならない場合の県に所在する国の代表者である。

地方行政裁判所長は、契約が締結される前に、訴えを受理することができる。地方行政裁判所長は、違反をした者に対して、その義務を遵守すること、及び、契約の締結又はそれと関係するあらゆる決定の執行の停止を命じることができる。同じく、地方行政裁判所長は、右の決定を取消し、契約に盛り込まれる予定であつてかつ上記の義務を反映していない条項ないし規定を削除することができる。

申立てが国によって締結された契約又は取引に関するものである場合を除いて、ヨーロッパ共同体委員会が、ヨーロッパ法に由来するか又はヨーロッパ経済圏に関する協定に基づく公告義務及び公正競争義務の明瞭かつ明白な違反が侵されたものと信じるに足りる理由を提示した場合に、国によって申立てがなされ得ることになる。

地方行政裁判所長は、付託を受けた場合に、手続の終了まで又は最大限20日間、契約の署名を延期するように命令することができる。

地方行政裁判所長又はその代理人は、一審かつ終審として、急速審理の形式において、決定を行うものとする。

L 5 5 1 - 2 地方行政裁判所長又はその代理である裁判官は、水資源、エネルギー、運輸及び電気通信に関する一定の契約の締結手続に関する1992年12月11日法律第92 - 1282号の第7 - 2条に規律される契約の締結において遵守されるべき公告義務及び公正競争義務に違反がある場合について、訴えを受理することができる。

この訴えを提起できるのは、契約締結につき利益を有する者、及び右の違反により侵害を受けるおそれのある者である。

地方行政裁判所長又はその代理である裁判官は、違反をした者に対して、その義務を遵守することを命じることができる。地方行政裁判所長又はその代理である裁判官は、違反をした者が命令を履行しなければならない期限を決定する。さらに、地方行政裁判所長又はその代理である裁判官は、定められた期限の徒過につき暫定的罰金強制を宣言することができる。しかしながら、地方行政裁判所長又はその代理である裁判官は、右の最後の措置により、侵害を与えるおそれがあるあらゆる利益、とりわけ公共の利益について、生じ得る帰結について考慮し、かつ、その消極的帰結がそこでの便益よりも優る可能性がある場合には、右措置を与えないという決定をすることが許される。

地方行政裁判所長又はその代理である裁判官は、付託を受けた場合に、手続の終了まで又は最大限20日、契約の署名を延期するように命令することができる。

申立てが国によって締結された契約又は取引に関するものである場合を除いて、ヨーロッパ共同体委員会が、前条に定める義務について明瞭かつ明白な違反が侵されたものと信じるに足りる理由を提示した場合に、国によって申立てがなされ得ることになる。

地方行政裁判所長又はその代理である裁判官は、一審かつ終審として、急速審理の形式において、決定を行うものとする。

暫定的罰金強制の確定の時点で、指摘された違反が是正されていない場合に、裁判官は、確定的罰金強制を宣言することができる。この場合、裁判官は仮処分の形式で決定を行うものとし、抗告も急速審理と同様に行われ得る。

暫定的であれ確定的であれ、罰金強制は、損害賠償とは独立である。暫定的又は確定的罰金強制は、裁判官による執行命令の不履行又は執行の遅滞が、全部又は部分的に、外在的原因によることが明らかになった場合には、全部又は部分的に、停止される。

## 第2章 租税の領域における急速審理（略）

### 第3章 視聴覚通信の領域における急速審理

L 5 5 3 - 1 視聴覚通信の領域における急速審理は、以下のように修正された1986年9月30日法律第86 - 1067号第42 - 10条によって定められた規範に従う。

「第42 - 10条 本法の規定に基づく義務に違反があった場合、視聴覚高等評議会の任務の遂行のため、視聴覚高等評議会の委員長は、責務のある者に対して、当該規定を遵守し、不法状態を終結させ、その効果を排除するように命令がなされることを、裁判所に申立てることができる。

申立ては、コンセイユ・デタ訴訟部部长に対して付託される。コンセイユ・デタ訴訟部部长は、急速審理を決定し、当該決定は即座に執行的となる。コンセイユ・デタ訴訟部部长は、職権によりあらゆる保全措置をとることができ、かつ、その命令の執行を確保するための罰金強制を宣言することができる。

利益を有するすべての者は、視聴覚高等評議会の委員長の提起する訴えに参加することができる。」

### 第4章 執行停止に関する特別規定

#### 第1節 適法性審査訴訟に関する執行停止

L 5 5 4 - 1 市町村の行為に対して国の代表者が提起した訴えに付随する執行停止の申立ては、以下のように修正された地方公共団体に関する一般法典L 2 1 3 1 - 6条第3文によって規律されるものとする。

「L 2 1 3 1 - 6条第3文。国の代表者は、その訴えに付随して、執行停止の申立てを行うことができる。右の申立ては、訴状に記載された攻撃方法の一つが、審理の過程において、係争の行為の適法性について真摯な疑いを生じさせることが明らかになった場合には、認容されるものとする。右の決定は、1箇月以内になされるものとする。」

国の代表者が他の公共団体又は公施設法人の行為に対してする訴えに付随する執行停止の申立ては、同じく、地方公共団体に関する一般法典L 2 5 4 1 - 22条、L 2 5 6 1 - 1条、L 3 1 3 2 - 1条、L 4 1 4 2 - 1条、L 4 4 1 1 - 1条、L 4 4 2 1 - 1条、L 4 4 3 1 - 1条、L 5 2 1 1 - 3条、L 5 3 3 1 - 3条、L 5 3 3 2 - 1条、L 5 4 2 1 - 2条、L 5 7 1 1 - 1条及びL 5 7 2 1 - 4条に規定された規範に従う。

フランス領ポリネジの自立的地位に関する1996年4月12日法律第96 - 313号第2条、ヌヴェル・カレドニに関する1999年3月19日組織法律第99 - 209号第204条及びヌヴェル・カレドニ市町村法典L 1 2 1 - 39 - 2条に係る訴えについても、同様である。

L 5 5 4 - 2 都市計画、公共契約及び公役務委託契約の領域で市町村が行った行為に対し、国の代表者が地方公共団体に関する一般法典 L 2 1 3 1 - 6 条に基づいて適法性審査訴訟を提起した場合に、当該行為は、以下のように修正された同法典第 2 1 3 1 - 6 条第 4 文に定められた要件の下に、執行停止がなされる。

「L 2 1 3 1 - 6 条第 4 文。地方行政裁判所長又はその委任を受けた裁判官が決定を下す以前に、都市計画、公共契約及び公役務委託契約の領域で国の代表者が提起した執行停止の申立ては、証書の受領から起算して 10 日間、証書の執行は停止される。受領から起算して 1 箇月が経過して、急速審理裁判官が決定を下さない場合には、証書は再び執行的となる。」

地方公共団体に関する一般法典 L 3 1 3 2 - 1 条及び L 4 1 4 2 - 1 条に係る公共団体の行為についても、同様である。

L 5 5 4 - 3 市町村、県又は地域圏による、公的又は個人的自由の行使を妨げる性質の行為に対して、国の代表者によって提起された執行停止の申立ては、以下のように修正された、地方公共団体に関する一般法典 L 2 1 3 1 - 6 条第 5 文及び第 6 文、L 3 1 3 2 - 1 条第 6 文及び第 7 文、L 4 1 4 2 - 1 条第 5 文及び第 6 文に定められた規範に従うものとする。

「係争行為が公的又は個人的自由の行使を妨げる性質である場合に、地方行政裁判所長又は当該任務につき委任を受けた裁判官は、48 時間以内に、執行停止を命じるものとする。執行停止に関する決定は、その通知から 15 日以内に、コンセイユ・デタに抗告をすることができる。その場合に、コンセイユ・デタ訴訟部部长又は当該職務につき委任を受けた国家評定官は、48 時間以内に、決定をするものとする。」

前文に基づく執行停止の申立てに係る決定を含む、国の代表者によって提起された訴えに係る地方行政裁判所の判決に対する控訴は、国の代表者によって提起されるものとする。」

地方公共団体に関する一般法典 L 3 1 3 2 - 1 条及び L 4 1 4 2 - 1 条に係る地方公共団体の行為についても、同様である。

L 5 5 4 - 4 国防の領域に関する執行停止決定は、以下のように修正された地方公共団体に関する一般法典 L 1 1 1 1 - 7 条第 4 文及び第 5 文に定められた規範に従うものとする。

「L 1 1 1 1 - 7 条第 4 文及び第 5 文。国の代表者が、伝達義務が課せられているか否かに関わらず、市町村、県及び地域圏の機関による行為が、国防に関する施設又は設備の作用又は完全さに重大な侵害を与えるものであると判断した場合に、国の代表者は、右の理由のみによって、行政裁判所に、当該行為の取消しを請求することができる。」

県又は地域圏に所在する国の代表者は、当該行為について、その伝達又は公示の日から

起算して2箇月以内に、第1審かつ終審の管轄を有するコンセイユ・デタの訴訟部に、訴えを提起する。国の代表者は、必要な場合に、右の訴えに執行停止の申立てを付するものとする。この場合に、コンセイユ・デタの訴訟部部長又はその職務について委任された国家評定官は、48時間以内に、決定を行うものとする。」

L 5 5 4 - 5 公衆衛生に係る公施設法人による公共契約の領域に関する執行停止の決定は、以下のように修正された公衆衛生法典L 7 1 4 - 1 0条に従うものとする。

「L 7 1 4 - 1 0条。公衆衛生に係る公施設法人による公共契約は、地域圏医療局長の受領を経て、効力を有するものとする。地域圏医療局長は、当該決定が違法であると判断する場合に、右の受領から2箇月以内に、地方行政裁判所に訴えを提起するものとする。地域圏医療局長は、遅滞なく、運営委員会の委員長に報告し、右委員長に対し、援用した違法性に関する詳細事項の全てを伝達するものとする。地域圏医療局長は、右の訴えに、執行停止の申立てを付することができる。右の申立ては、事前手続において、援用された攻撃方法のひとつが係争行為の適法性に関する重大な疑念を生じさせるものであることが認められた場合に、認容される。」

L 5 5 4 - 6 公衆衛生に係る公施設法人の運営委員会の議決に関する執行停止の決定は、以下のように修正された公衆衛生法典L 7 1 4 - 5条1項第3文に規定された規範に従うものとする。

「L 7 1 4 - 5条。地域圏医療局長は、当該領域に関する議決について、違法性を有すると考えられる場合に、その受領から2箇月以内に、地方行政裁判所に訴えを提起するものとする。地域圏医療局長は、遅滞なく、公施設法人に報告し、右法人に対し、援用した違法性に関する詳細事項の全てを伝達するものとする。地域圏医療局長は、右の訴えに、執行停止の申立てを付することができる。右の申立ては、事前手続において、援用された攻撃方法のひとつが係争行為の適法性に関する重大な疑念を生じさせるものであることが認められた場合に、認容される。」

L 5 5 4 - 7 教育に係る施設の長が、協約、とりわけ公共契約の締結又は執行のために行った行為で、国の代表者、関係する公共団体又は研究機関に伝達をした後に15日を経過すると執行的になる行為の執行停止の決定は、以下のように修正された1983年7月22日法律15 - 12条の第2文に規定された規範に従うものとする。

「15 - 12条の第2文。当該行為について、全文に定められた期間内に、国の代表者による適法性コントロールのために地方公共団体に関する一般法典により定められた規定に反しない限りで、関係する公共団体又は研究機関は、当該訴えに、地方公共団体に関する一般法典L 2 1 3 1 - 6条第3文に基づく執行停止の申立てを付することができる。」

L 5 5 4 - 8 1984年7月16日法律第84 - 610号第17条に基づく委託に関してなされた行為の執行停止の決定は、以下のように修正された同法第17 - 1条第1文に規定された規範に従うものとする。

「17 - 1条第1文。スポーツ担当大臣が、17条に基づく委託に関してなされた行為について、それが違法性を帯びているとして、管轄権のある行政裁判所に訴えを提起した場合に、スポーツ担当大臣は、当該訴えに執行停止の申立てを付加することができる。訴えにおいて援用された攻撃方法のひとつが、事前手続において、係争行為の取消を正当化する性質の真摯なものであることが明らかになった場合に、当該申立ては認容される。執行停止の申立てについては、1箇月以内に、決定が下されるものとする。」

L 5 5 4 - 9 パリ市、マルセイユ市及びリヨンの市長による、区議会の議決に対する訴えは、地方公共団体に関する一般法典L 2 5 1 1 - 3 6条からL 2 5 1 1 - 4 5条までが適用される場合を除いて、以下のように修正された右法典L 2 5 1 1 - 2 3条最終文に規定された規範に従うものとする。

「L 2 5 1 1 - 2 3条最終文。国の代表者による訴えを妨げない限りで、市長は、第3文の適用に基づく第2読会の原因となった議決に対して、当該議決を受領した日から起算して2箇月以内に、地方行政裁判所に訴えを提起することができる。右の訴えが執行停止の申立てを付加されていて、当該訴えにおいて援用された攻撃方法のひとつが、準備手続において、係争の議決の適法性につき真摯な疑いをもたらすことが明らかになった場合に、地方行政裁判所長又はその任務につき委任された裁判官は、48時間以内に、執行停止を決定するものとする。執行停止に係る決定は、その通知から15日以内に、コンセイユ・デタに対する抗告がなされるものとする。その場合に、コンセイユ・デタの訴訟部部长又はその職務を委任された国家評定官は、48時間以内に、決定するものとする。」

## 第2節 都市計画及び自然環境保護の領域における執行停止

L 5 5 4 - 1 0 国、市町村又は市町村連合たる公施設法人により、地方行政裁判所に提起された、建築許可の執行停止請求に対する、執行停止の決定は、以下のように修正された都市計画法典4 2 1 - 9条第1文に規定された規範に従うものとする。

「4 2 1 - 2条第1文。国、市町村又は市町村連合たる公施設法人は、地方行政裁判所に対し、建築許可に関する決定を付託し、かつ、当該訴えに付随して執行停止の申立てを行った場合に、地方公共団体に関する一般法典L 2 1 3 1 - 6条の第3、第4及び第5文に定められた規定が適用されることを求めることができる。」

L 5 5 4 - 1 1 地方公共団体による地域開発計画の許可又は同意決定の執行停止をする決定は、以下のように修正された1976年7月10日付法律第76 - 629号第2条最終文に規定された規範に従うものとする。

「2条最終文。係争の決定の執行停止の申立てを受けた急速審理裁判官は、その欠如が確認された場合には、執行停止の決定をしなければならない。」

L 5 5 4 - 1 2 事前の公開調査を実施しなければならない地域開発に関する決定の執行停止をする決定は、以下のように修正された1983年7月12日付法律第83 - 6 3 0号第6条第1及び第2文に規定された規範に従うものとする。

「第6条第1及び第2文。調査委員又は調査委員会の見解と異なる結論に基づいてなされた決定に対する執行停止の申立てを受けた急速審理裁判官は、当該申立てが、事前手続において、当該決定の適法性に関する重大な疑義を生じさせる攻撃方法を含んでいる場合には、当該申立てを認容しなければならない。

前文の規定は、本法に基づいて実施されなければならない公開調査が行われずに決定がなされた場合についても、適用される。」

## 第5章 雑則

L 5 5 5 - 1 本法典第5部第2編の規定に抵触しない限りで、高等行政裁判所長又はその委任を受けた裁判官は、急速審理裁判官による決定につき高等行政裁判所になされた抗告について、決定を行う管轄を有する。

## 第6部 事前手続（条文なし）

行政裁判法典（規則の部）

第4部 第1審の審理の開始

第1編 審理を開始させる申立て

第1章 訴状の提出

R 4 1 1 - 1 訴えの提起は、訴状の提出によってなされる。訴状には、当事者の氏名及び住所を記載しなければならない。訴状には、事実及び攻撃方法の提示とともに、裁判官に対する請求の記載が含まなければならない。

攻撃方法の提示を含まない訴状の作成者は、訴えの出訴期間が徒過しない限りにおいて、ひとつ若しくは複数の攻撃方法を提示する書面の提出により、その追完をすることができる。

R 4 1 1 - 2 租税一般法典1089条Bに定められた様式が要求され、かつ、それが遵守されていない場合に、訴えは不受理となる。

R 4 1 1 - 3 訴状は、相手方当事者の数に2を加えた数の謄本を添付しなければならない、右の不遵守の場合には訴えは不受理となる。

R 4 1 1 - 4 必用な場合に、判決に係る合議体の裁判長又はコンセイユ・デタの事前手続担当の副部長は、関係する当事者に対して、補充の謄本の作成を求める。

R 4 1 1 - 5 複数の自然人又は当事者によって訴状が提出される場合は、正しく任命された代理人の署名があるときを除いて、訴状には、複数の署名人の中から一名の代表者の指名が記載されていなければならない。

右の指名が無い場合、書記官は、別の署名人らが、その中から一名の代表者を指名して裁判所に通知した場合を除いて、前文の規定する代表者であると認められる者を、筆頭者として定める。

R 4 1 1 - 6 R 7 5 1 - 1条からR 7 5 1 - 4条に定められた決定の通知を除いて、手続に係る行為は、訴訟代理人又はR 4 1 1 - 5条に規定された一名の代表者に対してなされることによって、完遂される。

R 4 1 1 - 7 都市計画に係る文書又は土地収用若しくは公用制限に係る決定に対する訴えの提起は、以下のように修正された、都市計画法典R 6 0 0 - 1条の規定によって、規律されるものとする。

「R 6 0 0 - 1条。都市計画に係る文書又は土地収用若しくは公用制限に係る決定に対

する、適法性統制訴訟又は訴えについて、知事又は訴えの原告は、自らの訴えについて、決定の主体、及び、存在する場合には許可権者に、通知する義務を負う。右の義務が果たされない場合に、訴えは不受理となる。都市計画に係る文書又は土地収用若しくは公用制限に係る裁判判決につき取消又は変更を求める申立てについても、右の通知は、同じ条件の下に、同様に遂行されなければならない。行政不服申立てを提起した者も、行政不服申立てを棄却された後に訴えを提起できる場合に、右の通知を同様に行う義務を負うのであり、右の義務が果たされない場合に、当該訴えは不受理となる。

前文に規定された通知は、適法性統制訴訟又は訴えが提起された日から起算して15日以内に、配達証明付書留郵便で、行われなければならない。決定の主体、及び、存在する場合の許可権者に対する訴えの通知は、配達証明付書留郵便が配達された日に、遂行されたものとみなされる。右の日付は、郵便事業者による書留郵便配達証明書によって、決定される。

## 第2章 付属書類

R 4 1 2 - 1 訴状には、不可能であることが正当化される場合を除いて、争おうとする決定、又は、R 4 2 1 - 2条に規定された場合における、不服申立てを提起した期日を証明する文書を、添付しなければならない。右の添付がない場合には、訴えは不受理となる。

R 4 1 2 - 2 当事者が、その訴状及び準備書面につき書証を添付する場合、同時に内容目録を付するものとする。書証の数、量又は性質上、謄本が困難な場合を除いて、右の書証は、相手方当事者の数に2を加算した数の謄本を添付するものとする。

R 4 1 2 - 3 コンセイユ・デタにおいて、付属書類の数、量又は性質上その謄本の作成が困難な場合に、当該書類は、当事者、訴訟部秘書課又は県庁に、貸出される。

弁明書及び反論書を提出するために、大臣及び当事者に認められた期日を徒過した場合に、コンセイユ・デタは、当該謄本の審査を命じることができる。

当事者の弁護人は、無料で、秘書課に、審理における提出物の通知を委ねることができる。

## 第3章 訴状の提出

R 4 1 3 - 1 特別の条文にこれと反する規定がある場合を除いて、訴状は、書記課に、提出又は郵送されなければならない。

R 4 1 3 - 2 特別の規定により、書記課以外の部局に訴状の提出又は郵送が行われた場合に、訴状及びそれに添付された書証は、当該部局を管轄する行政庁により、その到達した期日を示す刻印がなされた後に、書記課に送付される。

R 4 1 3 - 3 (ヌヴェル・カレドニの特則 略)

R 4 1 3 - 4 特別に規定により、地方行政裁判所が一定の期間内に裁断する義務を負う全ての場合には、右の期間は、書記課に書証が到達した時点から進行する。

R 4 1 3 - 5 訴状は、主席書記官又はコンセイユ・デタの訴訟秘書官によって、登録される。訴状及びそれに添付された書証には、到達した期日を示す刻印がなされる。

R 4 1 3 - 6 主席書記官又はコンセイユ・デタの訴訟秘書官は、訴状の書記課への到達を確認する証明書を、当事者に交付する。当事者の申立てにより、主席書記官又はコンセイユ・デタの訴訟秘書官は、その他の準備書面の提出を証明する。

## 第2編 出訴期間

R 4 2 1 - 1 公土木の領域を除き、裁判所は決定に対する申立ての方法でなされる訴えのみを受理し、この訴えは、係争の決定の送達又は公示の日から起算して2箇月のあいだのみ受理される。

R 4 2 1 - 2 権限のある行政庁による、請求を受けてから4箇月を越える不作為については、拒否決定とみなされる。

利益保持者は、この黙示の拒否決定に対して争うためには、上記の4箇月の期間を経過した日から起算して2箇月の出訴期間を享受する。しかしながら、右の2箇月の期間に、明示の拒否決定がなされた場合には、その時点から新しい出訴期間を走らせる。

行政機関への申請の日付は、訴状により、すべての攻撃方法に基づいて、明らかにされなければならない。

R 4 2 1 - 3 前条にかかわらず、以下の場合について、利益保持者は、明示の拒否決定を知った日から起算して2箇月を経過しない限り、訴権を失わない。

1 全面審判訴訟の場合。

2 越権訴訟について、係争の措置が、地方議会又はその他の集団的機関の決定若しくは答申によってのみなされる場合。

3 行政裁判所の決定の執行の確保を求める場合。

R 4 2 1 - 4 R 4 2 1 - 1 から R 4 2 1 - 3 までの規定は、それと異なる特別の出訴期間を定める条項を妨げない。

R 4 2 1 - 5 行政決定に対する訴えの出訴期間は、決定の送達の際に訴えの方法について教示されていた場合にのみ、対抗的である。

R 4 2 1 - 6 マムズ、パペーテ、ヌヴェル・カレドニの地方行政裁判所について、R 4 2 1 - 1 条に定められた 2 箇月の出訴期間は、3 箇月まで延ばされる。

R 4 2 1 - 7 新民事訴訟法典 6 4 3 条及び 6 4 4 条に定められた遠隔地延長期間は、R 4 2 1 - 1 条に定められた 2 箇月の出訴期間に付加される。

ただし、特別法により訴状を県庁または郡庁に提出できる権能を行使する原告は、右の遠隔地延長期間を享受することができない。

マムズ、パペーテ、ヌヴェル・カレドニの地方行政裁判所に請求をする場合に、これらの地域に在住しない者については、出訴期間に 1 箇月が付加される。

### 第 3 編 当事者の代理

#### 第 1 章 地方行政裁判所における当事者の代理

R 4 3 1 - 1 当事者が、地方行政裁判所において、R 4 3 1 - 2 条に規定された代理人によって代理される場合、手続に係る行為は、R 7 5 1 - 3 条以下に規定された決定の通知を除いて、当該代理人に対してのみ、有効に遂行される。

R 4 3 1 - 2 訴状及び準備書面は、当該請求の趣旨が、金銭の支払い、原告が支払いを求められている金額の免除若しくは減額、又は、契約から生じる紛争の解決に係るものである場合、弁護士、コンセイユ・デタ及び破毀院付弁護士、又は、当該地方行政裁判所の管轄区域で活動する代訴士により、提出されるものとする。右に違反する場合には、訴えは不受理となる。

代理人の一人による訴状及び準備書面の署名は、その者の指名及び住所決定の効果を持つ。

R 4 3 1 - 3 しかしながら、R 4 3 1 - 2 条第 1 文の規定は、以下の場合について、適用されない。

- 1 公土木、公物に係る契約、公物管理違反罪に関する訴訟。
- 2 直接税、売上税及び同種の税に関する訴訟。
- 3 公務員の個人的地位に関する訴訟。
- 4 年金、社会扶助、留保雇用、引揚者補償に関する訴訟。
- 5 被告が地方公共団体及びその公施設法人である訴訟。
- 6 確定的になった判決の執行に係る申立て。

R 4 3 1 - 4 R 4 3 1 - 2 条が適用されない場合、訴状及び準備書面は、その作成者、法人についてはその代表としての有資格者によって、署名されなければならない。

R 4 3 1 - 5 当事者は、同様に、下記の者によって代理されることができる。

- 1 R 4 3 1 - 2 条によって規定された代理人の一人。
- 2 ( 農村法典に基づく法人の例外規定 略 )

R 4 3 1 - 6 ( 租税事件の例外規定 略 )

R 4 3 1 - 7 国は、原告としても、被告としても、参加人としても、弁護士又は代訴士を免除される。

R 4 3 1 - 8 共和国の領土に居住しない当事者が、地方行政裁判所において代理されていない場合に、当該裁判所の管轄区域内に居所を選択させなければならない。

R 4 3 1 - 9 R 4 3 1 - 1 0 条の規定及び他の行政庁の管轄を定める特別の規定に係る場合を除いて、国の名で提出される申立書、防御の準備書面及び訴訟参加の書面は、関係大臣によって署名される。大臣は、現行の命令により定められた条件の下に、署名を委任することができる。他に、大臣の権限は、デクレによって、以下の者に委任することができる。

1 1 9 8 2 年 5 月 1 0 日付デクレ第 8 2 - 3 8 9 号第 7 条及び 1 9 8 2 年 5 月 1 0 日付デクレ第 8 2 - 3 9 0 号第 6 条に掲げられた事柄について、国の非権力的行政作用の外部委託機関の長。

- 2 その他の場合、県知事又は地域圏知事。

R 4 3 1 - 1 0 1 9 8 2 年 5 月 1 0 日付デクレ第 8 2 - 3 8 9 号第 7 条及び 1 9 8 2 年 5 月 1 0 日付デクレ第 8 2 - 3 9 0 号第 6 条に定められた行為及び任務を除いて、県又は地域圏における国の非権力的行政作用に由来する紛争については、その性質の如何にかかわらず、県知事又は地域圏知事によって、国は代表される。

- ( 2 文以下 - 海外領土の特例 略 )

## 第 2 章 コンセイユ・デタにおける当事者の代理

R 4 3 2 - 1 訴状及び当事者の準備書面は、コンセイユ・デタ付弁護士によって提出されなければならない。これに反する場合に、訴えは不受理となる。

R 4 3 2 - 2 しかしながら、以下の場合に、R 4 3 2 - 1 条は適用されない。

- 1 行政庁の行為に対する越権訴訟。
- 2 適法性審査訴訟。
- 3 選挙訴訟。
- 4 年金給付又は拒絶に関する訴訟。

以上の場合に、訴状は、利害のある当事者又はその代理人によって、署名されなければならない。

R 4 3 2 - 3 (ヌヴェル・カレドニの特例 略)

R 4 3 2 - 4 国は、申立て、防御、参加の各場合において、コンセイユ・デタ付弁護士を免除される。

コンセイユ・デタ付弁護士によって提出されない場合に、訴状及び準備書面は、関係大臣又はその職務を委任された官吏によって署名されなければならない。

#### 第4編 裁判扶助

R 4 4 1 - 1 当事者は、裁判扶助に関する1991年7月10日付法律第91-647号に定められた裁判扶助の利益を、請求することができる。

#### 第5部 急速審理

##### 第1編 急速審理裁判官(条文なし)

##### 第2編 急速審理裁判官による緊急手続の遂行

##### 第1章 権限(条文なし)

##### 第2章 手続

R 5 2 2 - 1 緊急の措置の宣言を求める申立書は、事実と理由の少なくとも概要の摘示を含むとともに、事案の緊急性を正当化するものでなければならない。

行政決定又はその効力の一部の執行停止を求める請求は、行政決定の取消又は変更を求める訴状とは別の申立書により、右訴状の写しを添付した上で、提示されなければならない。右に反する場合に、申立ては不受理となる。

R 5 2 2 - 2 R 6 1 2 - 2条の規定は、適用されない。

R 5 2 2 - 3 申立書は、場合により、「急速審理」と表書きした封書に封入されたものも認められる。申立書が郵送される場合には、書留郵便によるものとする。

R 5 2 2 - 4 被告には申立て書の送達がなされる。

意見書を提出するために当事者に与えられる期間は、可能な限り短いものとされる。右期間は厳格に遵守されなければならない、遵守されない場合には、督促なしに右期間は徒過する。

R 5 2 2 - 5 急速審理裁判官に対してL 5 2 1 - 2条の適用による措置を命じることを求める申立ては、弁護士強制が免除される。

その他の申立てについては、当該申立てが弁護士強制が免除される紛争に付随したものである場合に、弁護士強制が免除される。

反論又は参加のための答弁書の提出についても、同様である。

R 5 2 2 - 6 急速審理裁判官がL 5 2 1 - 1条又はL 5 2 1 - 2条の規定に基づく申立てを受けた場合には、当事者は即時かつあらゆる方法によって、弁論に召喚される。

R 5 2 2 - 7 L 5 2 2 - 4条第1文に規定された手続が完了し、当事者が意見書を提示するために公開口頭弁論に正しく召喚された時から、事案は決定を下され得る状態になったものとみなされる。

R 5 2 2 - 8 急速審理裁判官が審理終結の延期して当事者に対してあらゆる方法で通知した追加的期日を決定した場合を除いて、審理は、弁論の後に、非公開で行われる。追加的期日を決定した場合には、弁論の時から審理終結までに提示された補足的文書は、当該文書を提出する当事者にとっての緊急性の証拠を裁判官に提示するという留保の下に、直接、相手方の当事者に送付することができる。

別の弁論が行われた場合には、審理は再び行われる。

R 5 2 2 - 8 - 1 ( 2 0 0 2 年 4 月 1 9 日 修 正 ) 急速審理裁判官が、本法典の第3部第5編の規定違反により、裁判管轄を拒絶する判断をした場合には、決定により、付託された請求を却下する。

R 5 2 2 - 9 R 6 1 1 - 7条に規定された当事者への尋問は、弁論において行うことができる。

R 5 2 2 - 1 0 L 5 2 2 - 3条の適用がある場合には、R 5 2 2 - 4条、R 5 2 2 - 6条及びR 6 1 1 - 7条の規定は適用されない。

R 5 2 2 - 1 1 急速審理裁判官の決定は、第7部第4編第2章に規定された事項を記載

するものとする。急速審理裁判官の決定は、R 5 2 2 - 8 条及び R 5 2 2 - 9 条の規定が適用された場合には、急速審理裁判官の責任の下で急速審理裁判官及び弁論書記の任にある官吏の署名する弁論調書が作成された場合を除き、そのことを示すものとする。

R 5 2 2 - 1 2 決定は、即時かつあらゆる方法で、当事者に通知される。

R 5 2 2 - 1 3 決定は、それに従わなければならない当事者が通知を受けた日から、効力を有する。

右にかかわらず、急速審理裁判官は、決定がなされた時から即座に執行的になることを、決定することができる。

それ以外に、緊急の場合には、決定の主文は、R 7 5 1 - 1 条の定める執行宣言を付加した上で、受領を拒絶する当事者に、その場で伝達される。

R 5 2 2 - 1 4 急速審理裁判官が建築許可又は警察上の措置に関する決定の執行停止を命じる決定の謄本は、即時に、管轄のある地方大審裁判所付共和国検事に、送付されるものとする。

急速審理裁判官が、公会計の支出に関する証明となる証書の執行停止を命じる決定の謄本は、即時に、当該証書につき有効な署名を行った県一般出納官吏に、送付されるものとする。

執行停止を変更又は終了させる決定についても、右と同じ規範が適用される。

建築確認、警察措置又は公会計の支出に関する証明証書に係る決定の執行停止を命じる急速審理裁判官の決定の破毀を宣言する、コンセイユ・デタの決定の謄本についても、同様の送付がなされるものとする。

## 第2章 抗告の方法

R 5 2 3 - 1 L 5 2 1 - 1 条、L 5 2 1 - 3 条、L 5 2 1 - 3 条及び L 5 2 2 - 3 条の適用により、急速審理裁判官が下した決定に対して破毀を求める抗告は、R 5 2 2 - 1 2 条の適用による通知から 1 5 日以内に、行われるものとする。

R 5 2 3 - 2 L 5 2 2 - 3 条の適用による決定に対して、破毀の抗告がなされる場合には、コンセイユ・デタは、1 箇月以内に決定を下すものとする。

R 5 2 3 - 3 L 5 2 1 - 2 条の適用により急速審理裁判官が下した決定に対して、コンセイユ・デタの訴訟部部长になされた抗告は、弁護士強制を免除され、かつ、必要がある場合には、第2章に規定された手続規範に服するものとする。

## 第3編 急速審理裁判官による証拠調べ又は事前手続の遂行

### 第1章 緊急証拠調べ

R 5 3 1 - 1 事実の確認が必要な場合に、急速審理裁判官は、弁護士強制なしに、かつ、予先行政決定なしに提起できる訴えについて、裁判所に付託された紛争の原因となったと考えられる事実について、即時に、証拠調べを行うための専門家を指名することができる。

意見については、相手方当事者に、遅滞なく通知される。

R 8 3 2 - 2条及びR 8 3 2 - 3条の規定の例外として、第3者再審請求の出訴期間は、15日間とする。

### 第2章 急速審理の事前手続

R 5 3 2 - 1 急速審理裁判官は、予先行政決定なしに行われる申立てについて、鑑定又は事前手続につき有効なあらゆる措置を要求することができる。

急速審理裁判官は、特に、公土木の執行について、損害を被るものと考えられる不動産の評価、及び、公土木の事業期間に現実には生じると考えられる損害の原因とその範囲に係る全ての事柄についての鑑定を、専門家に依頼することができる。

本章の適用に関する申立ては、弁護士強制が免除された本案に係るものである場合に、弁護士強制は免除される。

R 5 3 2 - 2 急速審理裁判官に提示された申立ては、反論の期限を確定した上で、相手方当事者に遅滞なく通知されるものとする。

### 第3章 抗告の方法

R 5 3 3 - 1 地方行政裁判所長又はその委任者により、本編の規定の適用によって下された決定は、その通知から15日以内に、高等行政裁判所に対する抗告がなされるものとする。

R 5 3 3 - 2 地方行政裁判所長又はその委任者により、R 5 3 2 - 1条の適用によって下された決定に対する抗告がなされた場合に、高等行政裁判所長又はその委任を受けた裁判官は、当該決定が公共の利益又は抗告人の権利に対して重大な侵害を与える性格のものであるとき、当該決定の執行を、即時かつ暫定的に、停止させることができる。

R 5 3 3 - 3 高等行政裁判所に紛争が付託された場合に、高等行政裁判所長又はその委任を受けた裁判官は、R 5 3 1 - 1条及びR 5 3 2 - 1条に規定された権限を行使するものとする。

高等行政裁判所長又はその委任を受けた裁判官によって下された決定は、その通知から

15日以内に、破毀申立てがなされるものとする。

#### 第4編 急速審理裁判官による仮払いの命令

##### 本章

R541-1 急速審理裁判官は、本案において申立てがない場合においても、訴えに係る債権者に対して、債務の存在につき真摯な疑いがない場合には、仮払いを命じることができる。急速審理裁判官は、職権により、仮払金の支払いにつき、保証を付させることができる。

R541-2 急速審理裁判官に提示された申立ては、反論の期日を定めた上で、相手方当事者に即時に通知されるものとする。

R541-3 地方行政裁判所長又はその委任者によって下された決定は、その通知から15日以内に、高等行政裁判所に対する抗告がなされるものとする。

R541-4 債権者が、普通法の条件下において、本案における請求を提示しなかった場合には、仮払金の支払いを命じられた者は、訴えの本案に係る裁判官に、第1審又は控訴審において下された仮払い決定の通知から2箇月の期間内に、債務の金額を確定的に定めるための訴えを提起することができる。

R541-5 高等行政裁判所に付託された案件について、高等行政裁判所長又はその委任を受けた裁判官は、R541-1条に規定された権限を行使するものとする。

高等裁判所長又はその委任を受けた裁判官によって下された決定は、その通知から15日以内に、破毀の申立てがなされるものとする。

R541-6 仮払いを命じる急速審理裁判官の決定の執行が回復の困難な帰結を生じさせるリスクのある場合、及び、対抗するものとして提示された攻撃方法が、事前手続において、真摯なものであり、かつ、決定の取消又は請求の却下を正当化すると考えられるものである場合に、抗告裁判官又は破毀裁判官は、当該決定の執行停止を命じることができる。

#### 第5編 特定の訴えに関する特別規定

##### 第1章 契約及び取引の締結に関する急速審理

R551-1 地方行政裁判所長又はその委任を受けた裁判官は、L551-1条及びL551-2条の適用によって提起された申立てについて、20日以内に、決定を下すものとする。

契約の締結の延長に係る罰金強制が、L 5 5 1 - 1 条第 3 文及び L 5 5 1 - 2 条第 3 文の規定の適用による予防的措置としてなされる場合には、当該罰金強制は、地方行政裁判所長又はその委任を受けた裁判官が、申立てに対する決定を行う日又は 2 0 日の期間を経過した日までに、終了するものとする。

R 5 5 1 - 2 本章の適用によって命じられる仮の措置は、申立てに対する最終的な決定に対抗する破毀申立てによってのみ、争うことができるものとする。

R 5 5 1 - 3 L 5 5 1 - 1 条第 4 文及び L 5 5 1 - 2 条第 5 文の適用がある場合に、国は、商工業的性格でない国の公施設法人によって締結された契約に関しては、後見監督担当大臣により、地方公共団体又は商工業的性格でない地方公施設法人によって締結された契約に関しては、地方官庁たる知事により、代表されるものとする。

国、地方公共団体、又は、商工業的性格でなく国若しくは地方公共団体の管轄下にある公施設法人の会計下にある、私法上の法人によって締結された契約に関して、国は、場合により、関係する大臣又は地方官庁たる知事により、代表されるものとする。

R 5 5 1 - 4 地方行政裁判所長又はその委任を受けた裁判官による決定は、その通知から 1 5 日以内に、コンセイユ・デタに対する破毀申立てがなされるものとする。

## 第 2 章 租税の領域における急速審理（規定なし）

## 第 3 章 視聴覚通信の領域における急速審理（規定なし）

## 第 4 章 執行停止に関する特別措置

R 5 5 4 - 1 急速審理裁判官の決定に対して、L 5 5 4 - 1 条に定められた規定の適用によってなされる抗告は、その告知から 1 5 日以内になされるものとする。

## 第 6 部 事前手続

### 第 1 編 通常の手続

#### 第 1 章 訴状及び準備書面の伝達

##### 第 1 款 一般的規定

R 6 1 1 - 1 訴状及び準備書面は、当事者が作成した文書も含め、書記課に提出又は郵送されるものとする。

訴状、訴状に注記された補足的準備書面、及び各被告人の第 1 次準備書面は、R 6 1 1 - 3 条、R 6 1 1 - 5 条及び R 6 1 1 - 6 条の定める条件の下に、添付される文書と共に、当事者に伝達される。

反論書、上記以外の準備書面及び文書は、新しい要素を含んでいる場合には、当事者に伝達される。

R 6 1 1 - 2 R 4 3 1 - 2 条に規定された訴訟代理人のひとりによって署名されている場合を除いて、複数の自然人又は法人によって提出された被告又は参加人の反論書は、署名者の中から、単一の代表者の指名を含んでいなければならない。

それがない場合には、別の署名者が署名者の中から異なる単一の代表者の指名を裁判所に伝達したときを除いて、書記課が、前文に規定された代表者と判断されるものを、筆頭者として氏名する。

R 7 5 1 - 1 条から R 7 5 1 - 4 条に基づく決定の通知を除いて、手続に係る行為は、単一の代表者によって遂行される。

R 6 1 1 - 3 事件に係る事前手続のためになされた決定は、R 4 1 1 - 3 条以下及び R 4 1 2 - 2 条の規定に基づいてなされた、訴状、準備書面及び書記課に提出された書証の謄本とともに、当事者に通知される。この通知は、普通郵便によって行うことができる。

しかしながら、訴状、被告反論書、補正命令、催告、事前手続終結決定、弁論通知書、R 6 1 1 - 7 条に規定された伝達を含む R 6 2 1 - 1 条から R 6 2 6 - 3 条までに基づく事前手続に係る措置の通知は、配達証明付書留郵便の方法によらなければならない。

訴状及び準備書面の通知には、R 6 1 1 - 1 0 条又は R 6 1 1 - 1 7 条を適用するための猶予期間を徒過した場合に、事前手続は、R 6 1 3 - 1 条及び R 6 1 3 - 2 条に規定された条件により、終結し得ることについて、言及される。

R 6 1 1 - 4 通知は、行政上の様式によって実施することもできる。この場合、通知について受領書が作成され、受領書を欠く場合には、通知をした官吏による通知調書が作成される。受領書又は調書は、遅滞無く、書記課に送付される。

R 6 1 1 - 5 R 4 1 2 - 2 条に基づいて作成された、訴状及び準備書面を補強する添付書証の謄本は、訴状及び準備書面と同じ条件で、当事者に通知される。添付書証の数量又は性質が謄本の作成の障害となる場合は、当該書証の詳細目録が当事者に送付され、当事者本人又は訴訟代理人が書記課で閲覧するか、又は自らの費用で謄本を作成することができることを伝達される。

R 6 1 1 - 6 裁判所長又はコンセイユ・デタにおける事前手続担当副部長は、期間を定めた上で、県庁、郡庁又は別の行政裁判所の書記課に、書証の移送を許可することができる。

同様に、必要な場合に、裁判所長又はコンセイユ・デタにおける事前手続担当副部長は、

期間を定めた上で、当事者の弁護士若しくは代訴士又は行政の代表者に、当該書証の一次的帯出を許可することができる。

R 6 1 1 - 7 決定が、職権により取り上げられた理由に基づいて、適法と判断される場合に、合議体の裁判長又はコンセイユ・データにおける事前手続担当部長は、判決期日の前に当事者にその旨を伝達し、事前手続の終結を妨げない限りで、伝達された理由に関する反論書を提出することのできる期限を設定する。

本条の規定は、R 1 2 2 - 1 2 条、R 2 2 2 - 1 条、R 6 1 1 - 8 条又はL 8 2 2 - 1 条の規定の適用がある場合には、適用されない。

R 6 1 1 - 8 訴状を一見した時点で、事件の解決が既に確実である場合に、地方行政裁判所長又は合議体の裁判長、控訴行政裁判所における部長、又はコンセイユ・データにおける副部長は、事前手続に付す理由がないことを決定することができる。

## 第2款 地方行政裁判所に適用される規定

R 6 1 1 - 9 審理を開始する訴状が、書記課に登録された後に、裁判所長又はパリ地方裁判所において当該訴状が送付された部の部長は、遅滞なく、報告担当官を指名する。

指名された報告担当官は、自ら申立て、かつ、地方行政裁判所長の同意又は地方行政裁判所長の決定があった場合にのみ、事件の担当から外れることができる。

R 6 1 1 - 1 0 報告担当官は、所属する判決に係る合議体の裁判長の監督の下に、事件の状況に配慮して、当事者に対して、準備書面を作成するための期間を定める。報告担当官は、対審手続に付するために、当事者に対して、紛争の解決に必要な全ての書証又は文書の提示を求めることができる。

R 6 1 1 - 1 1 事件の状況が正当化する場合、とりわけ、係争の決定の執行停止を求める請求について、判決に係る合議体の裁判長は、訴状の登録の後に、R 6 1 3 - 1 条第1文に定められた、事前手続を終結させる日時を決定する権限を行使することができるものとする。右の決定を当事者に通知する場合に、当該決定には弁論のための期日につき記載する。右の記載は、R 7 1 1 - 2 に定める召喚に代わるものとはならない。

R 6 1 1 - 1 2 申立書及び訴訟手続に関する各種書証の国への伝達は、裁判所において国を代表する権限のある行政庁に対して行われる。

R 6 1 1 - 1 3 報告担当官による検討の後、事件が弁論に付され得る状態になった場合には、一件書類は政府委員に送付される。

R 6 1 1 - 1 4 (略 = 海外領土の特例)

R 6 1 1 - 1 5 (略 = 海外領土の特例)

### 第3款 高等行政裁判所に適用される規定

R 6 1 1 - 1 6 高等行政裁判所長は、訴状の登録の後、これを各部に配点し、報告担当官に一件書類を割り当てる。

指名された報告担当官は、自らの申立てにより、かつ、高等行政裁判所長の同意又は高等行政裁判所長の決定によってのみ、事件の担当から外れることができる。

R 6 1 1 - 1 7 報告担当官は、部長裁判官の監督の下に、訴状の伝達につき規律する。報告担当官は、事件の状況により、当事者が準備書面を作成するための期間を定める。報告担当官は、当事者に対し、対審手続に付するために、紛争の解決に必用な全ての書証又は文書の提示を求めることができる。

R 6 1 1 - 1 8 R 6 1 1 - 1 1条の規定は、適用される。部長裁判官は、同条に規定された権限を行使する。

R 6 1 1 - 1 9 各部は、配点された事件の事前手続を行う。各部は、その部長が有益であると判断するならば、政府委員に一件書類を送付する前に、事前手続の期日を設定する。政府委員は、この事前手続の期日に、同席する。担当部は、当該部長裁判官の主宰の下に、在籍の裁判官の中から名簿順に従って指名される裁判官一名と、報告担当裁判官によって構成される。空席又は故障の場合に、部長裁判官は、R 2 2 2 - 2 6条の定める様式に従って、代替される。

### 第4款 コンセイユ・デタに適用される規定

R 6 1 1 - 2 0

R 6 1 1 - 2 1

R 6 1 1 - 2 2

R 6 1 1 - 2 3

R 6 1 1 - 2 4

R 6 1 1 - 2 5

R 6 1 1 - 2 6

R 6 1 1 - 2 7

R 6 1 1 - 2 8

R 6 1 1 - 2 9

R 6 1 1 - 3 0

## 第2章 補正命令と督促

R 6 1 2 - 1 請求が、訴えの出訴期間を徒過した後に、隠れたる不受理の瑕疵を帯びていた場合に、裁判所は、当人にその補正を求めることなしに、当該不受理の瑕疵を職権により援用して、請求棄却とすることはできない。

しかしながら、控訴裁判所又は破毀裁判所は、R 7 5 1 - 1 条に基づいて、当該決定の通知の際に教示された義務の違背から生じる不受理の場合について、事前の補正命令をすることなく、当該請求を棄却することができる。

補正命令には、補正をしない場合に、請求は、緊急の場合を除いて、15日以内の猶予期間の徒過により、不受理として却下され得ることを、付記するものとする。補正命令は、R 6 1 1 - 7 条に規定された伝達によって代えられる。

R 6 1 2 - 2 R 4 1 1 - 2 条、R 4 1 1 - 3 条、R 4 2 1 - 1 条、R 4 3 1 - 2 条及びR 8 1 1 - 7 条に基づく不受理の場合に、補正命令は、督促の形式をとることができる。

合議体の裁判長又はコンセイユ・デタの事前手続担当副部長により、督促において定められた、1箇月を超えることのない期間を徒過した場合に、R 4 1 1 - 2 条、R 4 1 1 - 3 条、R 4 1 2 - 2 条、R 4 3 1 - 2 条及びR 8 1 1 - 7 条に基づく不受理は、もはや、審理において隠れたるものとはならない。督促には、右の事柄について、付記されなるものとする。

R 4 1 1 - 2 条、R 4 3 1 - 2 条及びR 8 1 1 - 7 条に係る場合に、前文に定める期間は、裁判扶助の請求により中断される。

R 6 1 2 - 3 準備書面の提出を求められた当事者が、R 6 1 1 - 9 条、R 6 1 1 - 1 7 条及びR 6 1 1 - 2 6 条の執行を猶予する期間を遵守しなかった場合に、合議体の裁判長又はコンセイユ・デタの事前手続担当副部長は、当該当事者に、督促をすることができる。

不可抗力による場合には、新規かつ最終的な期間を設定することができる。

R 6 1 2 - 4 国の行政作用に関する場合に、督促は、国を代表する権限ある行政庁に対して行われる。その他の場合に、督促は、当事者又は存在する場合には訴訟代理人に対して行われる。

パペーテ及びヌヴェル・カレドニ地方行政裁判所において、国の行政作用に関する場合に、督促は、行政裁判所長から高等委員会に対して行われる。

マムズ地方行政裁判所において、国又は地方公共団体の行政作用に関する場合に、督促は、行政裁判所長から、政府代表者に対して行われる。

R 6 1 2 - 5 地方行政裁判所及び高等行政裁判所において、督促がなされたにもかかわらず、原告が、明示的に送付することを述べた補足的準備書面を提出せず、又は、R 6 1 1 - 6 条第 2 文に定められた場合において文書を返却しない場合には、原告は、当該訴えを取り下げたものとみなされる。

R 6 1 2 - 6 督促にもかかわらず、被告当事者が何らの準備書面も作成しない場合には、当該当事者は、原告側の準備書面に記載された事実を認めたものとみなされる。

### 第 3 章 事前手続の終結

#### 第 1 款 地方行政裁判所及び高等行政裁判所に適用される規定

R 6 1 3 - 1 判決に係る合議体の裁判長は、決定により、事前手続が終結することになる日を定めることができる。右の決定は、理由を付さず、かつ、いかなる抗告の対象にもならない。

右の決定を通知する、配達証明付書留郵便は、当該決定の定める終結日よりも、少なくとも 15 日前までに、全ての当事者に送付される。マムズ、パペーテ、ヌヴェル・カレドニの地方行政裁判所においては、通知の期間は 1 箇月であり、かつ、決定は行政的手段によって通知される。

R 6 1 3 - 2 判決に係る合議体の裁判長が、終結の決定を行わなかった場合には、事前手続は、R 7 1 1 - 2 条の定める弁論意見において示された弁論期日から正味 3 日前に、終結する。

しかしながら、R 7 1 1 - 2 条に規定された場合で、緊急性のため、判決に係る合議体の裁判長による緊急決定により、弁論の召喚の期限を 2 日間に短縮した場合には、事前手続は、当事者又はその代理人が口頭による反論を行った後、又は、当事者が欠席又は代理されていないときに、事件が弁論に付された後に、事前手続は終結する。

R 6 1 3 - 3 事前手続の終了の後に作成された準備書面は、伝達の対象とならず、かつ、裁判所による審理がなされない。

当事者が、事前手続の終了の前に、新たな請求又は新たな攻撃方法を提出した場合に、裁判所は、補足的な事前手続を命じることなしに、これらを採用することはできない。

R 6 1 3 - 4 判決に係る合議体の裁判長は、理由を付さず、かつ、いかなる抗告の対象ともならない決定によって、事前手続を再開することができる。右の決定は、終結の決定と同一の形式によって通知される。

事前手続の再開は、判決又は補足的な事前手続を命じる証拠調べの措置によっても、同様になすことができる。

事前手続の終結と再開との間に提出された準備書面は、当事者に伝達される。

## 第2款 コンセイユ・デタに適用される規定

R 6 1 3 - 5 コンセイユ・デタにおいて、事前手続は、コンセイユ・デタ付き弁護士が口頭で反論を行った後、又は、事件が弁論に付された後に、終結する。

## 第2編 特別な証拠調べの方法

### 第1章 鑑定

R 6 2 1 - 1 裁判所は、職権又は当事者の申立てにより、本案判決以前に、決定により特定された争点について、鑑定を行うことを命じることができる。

#### 第1款 鑑定人の人数とその選任

R 6 2 1 - 2 裁判所が複数の鑑定人が必要であると認める場合を除いて、単一の鑑定人のみが任命される。地方行政裁判所長、高等行政裁判所長、さらに場合によりコンセイユ・デタの訴訟部長は、鑑定人を選任し、鑑定人が報告書を書記課に提出する期間を定める。鑑定人が、特定の争点について一人又は複数の専門評価人の助けが必要であると思料する場合には、鑑定人は、あらかじめ、地方行政裁判所長、高等行政裁判所長、さらに場合によりコンセイユ・デタの訴訟部長の許可を求めなければならない。この決定は、抗告に服さない。

R 6 2 1 - 3 主席書記官又はコンセイユ・デタの訟務秘書官は、10日以内に、鑑定人に対して、当人を任命し、当人の任務を定める決定を、通知する。主席書記官又はコンセイユ・デタの訟務秘書官は、右の通知に添付して、鑑定人に宣誓の書式を送る。右の宣誓について、鑑定人は文書で同意した上、3日以内に、事件記録に付加するために、書記課に提出するものとする。

R 6 2 1 - 4 鑑定人が、委託された任務を受諾しない場合には、他のものが代わって任命される。

任務を受諾した後に、任務を遂行せず、決定により定められた期間内に報告書を提出しない鑑定人は、裁判所による審問を経た上で、無用になった全ての費用及び損害賠償の支払いを命じられることがある。さらに、必要があれば、鑑定人は交代させられる。

R 6 2 1 - 5 何らかの資格で当該事件につき関わりを持った者は、鑑定人又は専門評価人として任命されるに先立って、裁判所にその旨告知し、裁判所は、それが障害になるか評価するものとする。

R 6 2 1 - 6 鑑定人又はR 6 2 1 - 1条に規定された専門評価人は、裁判官と同一の理由により、忌避されるいことがある。法人の場合は、法人それ自身と同様、当該法人の名で措置を行う地位にある自然人についても、忌避の対象となり得る。鑑定人又は専門評価人の忌避を求める当事者は、鑑定活動の開始以前又は忌避の原因が現出した時点で、申立てをしなければならない。鑑定人又は専門評価人自らが忌避されることを自認する場合には、その者は、直ちに、その者を任命した裁判官に申し出なければならない。

#### 第2款 鑑定の実施

R 6 2 1 - 7 当事者は、鑑定人から、鑑定の行われる日時を通知される。右の通知は、当事者に、少なくとも4日前までに、書留郵便によりなされる。

鑑定において、当事者が行った反論書は、報告の中に記録される。

マムズ、パペーテ、ヌヴェル・カレドニの地方行政裁判所において、裁判所長は、決定により、当事者に通知がされる期限と、右通知が当事者に伝達される方法について、定めるものとする。

R 6 2 1 - 8 鑑定人が複数である場合は、共同して鑑定を実施の上、単一の報告書を作成する。複数の鑑定人が共通の結論に達し得ない場合には、報告書に、各人が理由を付記した意見を記載する。

#### 第3款 鑑定報告書

R 6 2 1 - 9 報告書は、書記課に提出される。報告書には、別個の利益を有する紛争当事者の数に、2を加えた数の謄本を添付する。

報告書の謄本は、利益を有する当事者に通知される。利益を有する当事者は、1箇月の期間内に、反論書を提出することができる。右の期限の延長は、認められ得る。

R 6 2 1 - 10 裁判所は、鑑定人が、全ての有益な補足説明を行うために、判決に係る合議体又は右の合議体の構成員のひとり、及び、定式に召喚された当事者の前に、出頭させることを、決定することができる。

#### 第4款 鑑定の費用 (略)

### 第2章 現場検証

R 6 2 2 - 1 裁判所は、自らの決定によって定める確認及び検証を行うために、一人又は複数の裁判所構成員が当該現場に赴くことを、決定することができる。

一人又は複数の裁判所構成員は、当該現場において、指名した者を調査機関として尋問すること、及び、有用と判断した活動を、その面前で行わせることができる。

当事者は、現場検証が実施される日時を知らされる。

措置については、調書が作成される。

現場検証は、判決に係る合議体の裁判長又はコンセイユ・デタにおける事前手続担当の副部長により、事前手続の中で、決定されることもあり得る。

### 第3章 証人尋問

#### 第1款 証人尋問手続

R 6 2 3 - 1 裁判所は、当事者の申立て又は職権により、事件の事前手続において確認することが必要と思料される事実について、証人尋問を命じることができる。

R 6 2 3 - 2 証人尋問を命じる決定は、尋問の目的とする事実を適示し、かつ、場合によって、尋問が判決又は事前手続に係る合議体でなされるのか、必要な場合に別の場所に合議体の構成者の一人を派遣してなされるのか、定めるものとする。右決定は、当事者に通知される。

R 6 2 3 - 3 当事者は、証人尋問を命じる決定において定められた日時及び場所において、自らの証人を出頭させるように指示される。

当事者は、自らの費用により、裁判所執行官の証書により、証人を召喚することができる。

判決若しくは事前手続に係る合議体又は証人尋問を行う裁判官は、職権により、その者からの聴取が真実の解明に有用と認められる全ての者を、召喚し又は尋問することができる。

R 6 2 3 - 4 証人尋問が命じられた場合は、別の決定によらずに、証人によって反証がなされ得る。

裁判上の証言を行う能力を欠く者を除いて、何人も証人として尋問され得る。

証言をし得ない者も、宣誓をしないこと以外は同一の条件の下に、尋問され得る。

法に則り召喚された者は、誰であれ、証言しなければならない。適法な理由により正当化した者は、証言することを免除され得る。当事者の一方の血族若しくは姻族又は離婚後を含むその配偶者は、証言を拒絶することができる。

R 6 2 3 - 5 証人は、出席し又は正式に呼び出された当事者から、分離された上で、尋問される。個々の承認は、尋問に先立って、氏名、職業、年齢及び住所、さらに必要な場合に当事者との血族又は姻族関係、当事者との服属関係、当事者との協力関係又は利益の共有関係について、申告する。

証人は、新たに、かつ、証人相互の対質による尋問をされ得る。

## 第2款 証人尋問調書

R 6 2 3 - 6 証人尋問が弁論の場で行われた場合、証人の尋問調書が作成される。

右の調書は、判決に係る合議体の裁判長によって認証され、一件書類に添付される。

尋問が、判決に係る合議体のひとりに委託された場合には、その者が、証人の尋問調書を作成する。右の調書は、書記課に提出され、一件書類に添付される。

R 6 2 3 - 7 すべての場合に、証人尋問調書は、尋問の日付、場所及び時間、当事者の出欠、証人の氏名、職業及び居所、証人による宣誓又は宣誓しない場合の理由、並びに、証人の供述が、記載される。

各証人にはその供述及び証言を呼び聞かせ、証人はこれに署名し、証人が署名できないか又は署名を望まない場合にはその旨が記載される。

## 第3款 証人尋問の費用 (略)

## 第4章 書証の確認

R 6 2 4 - 1 裁判所は、必要な場合に、その構成員のひとりの面前でなされる、鑑定人による、文書の確認を決定することができる。

R 6 2 4 - 2 (費用 = 略)

## 第5章 その他の事前手続の措置

R 6 2 5 - 1 場合により、第5部第3編の規定が適用されることも可能である。

## 第6章 雑則 (略)

## 第3編 事前手続の付随行為

### 第1章 付随行為の申立て

R 6 3 1 - 1 付随行為の申立ては、訴状と同一の方法によって、提起され、かつ、審理される。右の申立ては、本案と同一の決定によって裁断されるために、本案に付されるものとする。

### 第2章 訴訟参加

R 6 3 2 - 1 訴訟参加は、別個の準備書面によって行われる。

判決に係る合議体の裁判長又はコンセイユ・デタにおける事前手続担当の副部長は、理由があると判断する場合に、訴訟参加に係る準備書面を、当事者に伝達することを命じ、

かつ、右の準備書面に反論すべき期間を設定する。

しかしながら、審理中の本案に係る判決が、訴訟参加によって、遅延させられることはない。

### 第3章 虚偽性の確認

R 6 3 3 - 1 作成された書証に対する虚偽性の確認の申立てがある場合、裁判所は、当該文書を作成した当事者が、当該文書を利用するか否かを宣言するための期間を定めるものとする。

当事者が、当該文書を利用しない旨宣言し、又は、宣言を行わない場合に、当該書証は、却下される。当事者が、当該文書を利用する旨宣言した場合には、裁判所は、管轄裁判所による虚偽性の有無に係る判決があるまで本案審理を停止するか、又は、当該文書の虚偽性が決定に影響を与えないと認める場合に、本案につき裁断をすることができる。

### 第4章 審理の再開と新たな弁護士を選任

R 6 3 4 - 1 判決の状態に至っていない事件において、当事者の死亡の通知、又は、当該弁護士の死亡、辞任、禁治産、解任の事実により、手続は停止される。右の停止は、審理の再開又は弁護士の選任のための催告がなされるまで、継続される。

R 6 3 4 - 2 コンセイユ・デタにおいて、当事者による弁護士の解任の証書は、他の弁護士の選任をしていない限り、相手方当事者に対して対抗的でない。

### 第5章 否認

R 6 3 5 - 1 当事者は、その弁護士が当該当事者の名で行った証書又は手続について、判決に影響を与え得る場合に、それらを否認することができる。

否認の申立ては、相手方当事者に伝達される。

R 6 3 5 - 2 申立てが、コンセイユ・デタ以外の裁判所で行われた証書又は手続につき、コンセイユ・デタ付き弁護士に関わる場合に、右の申立ては、訴訟部部長に送付される。訴訟部部長が、当該申立てにつき審理する必要があると判断する場合には、裁判所に移送され、訴訟部部長により定められた期間内に審理がなされる。

R 6 3 5 - 3 否認が、コンセイユ・デタにおいて行われた証書又は手続に関わる場合には、管轄する副部長によって定められた期間内に、申立ての審査が行われる。

### 第6章 取下げ

R 6 3 6 - 1 取下げは、当事者又はその代理人が署名し、書記課に提出された証書によ

って、行われかつ受容される。

取下げは、訴状に係る方法で、審理される。